

神奈川県警察シンボルマークの表示運用について

昭和 54 年 3 月 2 日

例規

神総発第 45 号

各所属長あて 総務部長

神奈川県警察シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）は、下記により広く表示することとしたので誤りのないようにされたい。

命により通達する。

記

- 1 表示
シンボルマークの表示は、別表に掲げる文書、物品等とする。
- 2 表示要領
シンボルマークは、文書等の作成の際に、体裁を吟味して表示するものとする。

別表

種 目	品 名
事務用品	封筒、けい紙、鉛筆等
教養資料刊行物	執務提要、各種教養資料、交番だより、各種広報紙、ポスター、立看板、その他各種文書
被服	柔道着、剣道着、各種ユニフォーム、バックル、各種腕章、各種作業衣
装備器資材	各種車両、ヘリコプター、楯、各種装備品
装飾品	ネクタイピン、カフスボタン、バッジ
その他	賞状、メダル、カップ、トロフィー、記念品、その他所属長が認めたもの